

昭和二十三年厚生省・農林省令第一号

大麻取締法施行規則

大麻取締法施行規則を次のように定める。

- 第一条 大麻取締法（以下「法」という。）第四条第一項第一号に規定する大麻の輸入又は輸出の許可を受けようとする大麻研究者が、同条第二項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、別記第一号様式とする。
- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 輸入し、又は輸出しようとする大麻の品名及び数量
- 四 輸出者又は輸入者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 五 輸入又は輸出の期間
- 六 輸送の方法
- 七 輸入港名又は輸出港名

第二条 法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名若しくは名称及び生年月日（法人については生年月日を除く。）
- 二 栽培地の数、位置及び面積
- 三 大麻研究者にあつては研究目的

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 二 大麻研究者にあつては履歴書

第二条の二 法第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないうとする。

第三条 法第六条の規定による大麻取扱者名簿に登録すべき事項は、左の通りである。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所、氏名若しくは名称及び生年月日（法人については生年月日を除く。）
- 三 大麻栽培者又は大麻研究者の別

四 栽培地の数、位置及び面積又は研究目的

五 免許証の再交付の事由及び年月日

六 登録のまつ消の事由及び年月日

第四条 法第十条第一項に該当する場合においては、大麻取扱者は、免許証を添え、事由を書き申請しなければならない。

2 法第十条第二項に該当する場合においては、同項に規定する者は、免許証を添え一月以内に届け出なければならない。

3 法第十条第三項に規定する者が当該大麻を栽培し又は所持しようとするときは、大麻取扱者免許の申請をしなければならぬ。

第五条 法第十六条第一項に規定する大麻の譲渡の許可を受けようとする大麻研究者が、同条第二項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、別記第二号様式とする。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 譲り渡そうとする大麻の品名及び数量
- 四 譲渡先
- 五 譲渡しの理由

第六条 法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、収去証（別記第三号様式）を交付しなければならない。

第七条 法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第四号様式による。

第八条 法第二十二條の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交付を受けた大麻の品名及び数量並びにその年月日
- 二 交付を受けた大麻につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る大麻の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

附 則（昭和二十八年四月九日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。  
別記第一号様式（第一条関係）

別記第一号様式(第一号関係) 大衆輸入(輸出)許可申請書

申請書の番号	第 号	発許年月日	年 月 日
輸入(輸出)しようとする大衆	品 名	数 数	
	前記(輸入)にあつては、左たる要約書の添付 (輸出)にあつては、左記		
輸入(輸出)の種別			
輸 送 の 方 法			
輸 入 (輸 出) 者 名			
上記のとおり、大衆を輸入(輸出)したいので申請します。			
年 月 日		大衆研究者 住 所 氏 名	
厚生労働大臣 殿			

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第二号様式（第五条関係）

別記第二号様式(第五号関係) 大衆譲渡許可申請書

発許書の番号	第 号	発許年月日	年 月 日
譲り渡そうとする大衆	品 名	数 数	
	前記(譲り渡す)にあつては、左たる要約書の添付 (譲り受ける)にあつては、左記		
譲 渡 し の 理 由			
上記のとおり、大衆を譲り渡したいので申請します。			
年 月 日		住 所 氏 名	
地方厚生局長 殿			

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第三号様式

別記第三号様式

発許書の番号 大衆研究者 住 所 氏 名 大衆研究者 住 所 氏 名 譲 渡 し の 理 由 上記のとおり、大衆を譲り渡したいので申請します。 年 月 日 地方厚生局長 殿	発許書の番号 大衆研究者 住 所 氏 名 大衆研究者 住 所 氏 名 譲 渡 し の 理 由 上記のとおり、大衆を譲り渡したいので申請します。 年 月 日 地方厚生局長 殿
--	--

(注) この用紙の用紙は、A4とする。

別記第四号様式（第七条関係）

別記第四号様式(第七号関係)

発許書の番号 大衆研究者 住 所 氏 名 大衆研究者 住 所 氏 名 譲 渡 し の 理 由 上記のとおり、大衆を譲り渡したいので申請します。 年 月 日 地方厚生局長 殿	発許書の番号 大衆研究者 住 所 氏 名 大衆研究者 住 所 氏 名 譲 渡 し の 理 由 上記のとおり、大衆を譲り渡したいので申請します。 年 月 日 地方厚生局長 殿
--	--

(注) この用紙の用紙は、A4とする。

要 旨

この記述を轉載する者は、大塚法政堂の許可を得て、複製・転載等又は複製権者以外の第三者の複製により出入検査又は検査を行う職権を奪するもので、複製又は転載を許す場合には、その旨を記すものとする。複製又は転載の旨を記す場合は、複製又は転載の旨を記すものとする。

大塚法政堂の許可を得て、複製・転載等又は複製権者以外の第三者の複製により出入検査又は検査を行う職権を奪するもので、複製又は転載を許す場合には、その旨を記すものとする。

第21条 現在空欄又は記載事項が不明な場合は、大塚法政堂の許可を得て、複製・転載等又は複製権者以外の第三者の複製により出入検査又は検査を行う職権を奪するもので、複製又は転載を許す場合には、その旨を記すものとする。

第22条 現在空欄又は記載事項が不明な場合は、大塚法政堂の許可を得て、複製・転載等又は複製権者以外の第三者の複製により出入検査又は検査を行う職権を奪するもので、複製又は転載を許す場合には、その旨を記すものとする。

第23条 現在空欄又は記載事項が不明な場合は、大塚法政堂の許可を得て、複製・転載等又は複製権者以外の第三者の複製により出入検査又は検査を行う職権を奪するもので、複製又は転載を許す場合には、その旨を記すものとする。